

## 乳幼児医療費助成制度について

平成15年4月より乳幼児医療費助成制度が下記のとおり変更になりましたので、お知らせします。

この制度は乳幼児の疾病の早期発見、早期治療、また健康の保持増進をはかるために病院、診療所、薬局等の医療機関に支払った保険給付に係る一部負担金を助成するものです。

|           | 今　ま　で                                                                                                                                | 平成15年4月～                                                      |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 助成対象乳幼児   | 6歳未満の乳幼児                                                                                                                             |                                                               |
| 助　　成　　額   | 医療費の一部負担金より3,000円を控除した額                                                                                                              | <u>医療費の一部負担金の全額</u><br><u>ただし4月受診分より</u><br>高額医療費の関係で金額は異なります |
| 証　明　手　数　料 | 50円                                                                                                                                  | 100円                                                          |
| 申請に必要な条件  | ※ 本町に住所を有する者<br>※ 助成金受給資格者登録をおこない受給資格者証の交付を受けた者<br>※ 申請期間は受診後起算して6ヵ月以内<br>※ 申請書に医療機関の証明が必要です。<br>（申請書は役場にあります。）<br>※ 農協または銀行の口座番号、印鑑 |                                                               |

〔詳しいお問い合わせは〕

役場町民課衛生係（☎ 57-1111 内線255）

## 悪質な電話関係の「利用した覚えのない請求書」が横行しています！

利用した覚えのない有料情報料、ツーショットダイヤル、ダイヤルQ2と称する情報料などを請求する電子メール、はがき、封書などが町内の家庭にも届いています。

これら（請求書・催告通知書・督促状等）のほとんどがまったく根拠のない架空請求（自ら利用した正規の請求書を除く）です。この架空請求は昨年12月頃から急増し国民生活センターにも届くなどたいへん悪質なものです。

これらは何らかの名簿を入手した悪質事業者が、その名簿に基づき無作為に根拠のない請求書を送りつけたものと考えられています。

### 〔対応策〕

①絶対に支払わず放置しておくことです。自分が使った別事業者や家族が使ったものと勘違いして支払ったり、かかわりになりたくないと思い支払ったりすると、別な業者などから再度請求を受ける可能性があります。相手に電話等で問い合わせをすることも避けてください。

②ダイヤルQ2では、まずNTTから請求が届きます。いきなり他の業者から請求が来ることはありません。

③業者は、郵送の場合は住所と名前、電子メールの場合はメールアドレスをすでに知っていることになります。これ以上電話番号などの個人的な情報を知られることは避けてください。

④根拠のない悪質な取り立ての場合は、警察に届けてください。

### 支払催告通知書

この度私どもは過去にあなた名義の電話回線から使用されたアダルト情報サービスについてサービス提供者より未納利用料金に関する債権譲渡を受け、代わりに回収させて頂くこととなりましたのでご連絡させて頂きます。

現在下記記載の利用料金が未納となっておりますので遅延損害金、回収代行手数料と合わせて本支払催告通知書到着の翌日より4銀行営業日以内を支払い期限として下記銀行口座までご入金頂くようお願い申し上げます。

利用サービス 倶楽部  
未納利用料金 ¥8,000  
遅延損害金 ¥4,450  
回収代行手数料 ¥10,700  
合計支払い金額 ¥23,150

振込先口座  
銀行 〇〇〇〇 支店  
普通口座 18〇〇〇80  
口座名義 〇〇〇〇  
振込の際は宛名面記載の回収整理番号を名義の前に必ずご入力下さい  
本支払催告通知書の送付にもかかわらずご入金頂けず放置されますと最終的にあなたのご自宅まで訪問させて頂き、上記の合計支払い金額に交通費、人件費を加算して請求させて頂く場合がございますので必ずご入金下さい。

〇〇〇〇整理回収組合  
TEL 06-〇〇〇〇〇〇  
FAX 020-〇〇〇〇〇〇  
担当 〇〇〇  
090-〇〇〇〇〇〇

▲本町町民に届いた  
架空請求書